



鳥取県公報

平成 29 年 3 月 28 日 (火)
号外第 31 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則（7）（県民課）・・・ 4
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（8）（地域振興課）・・・ 5
	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則（9）（障がい福祉課）・・・ 7
	鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則（10）（青少年・家庭課）・・・ 9
	鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則（11）（子ども発達支援課）・・・ 13
	保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則（12）（健康政策課）・・・ 17

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

所得税法等の一部改正に伴い、資産公開報告書の様式について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 所得等報告書の分離課税に係る記載事項の区分に、上場株式等の事業・譲渡・雑所得及び上場株式等の利子・配当取得を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 市町村等が処理する事務の範囲から鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則に基づく事務を削る。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 就労継続支援A型に係る最低基準として次の事項を加える。
 - ア 就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとする。
 - イ 生産活動による収入から必要経費を控除した額が、利用者へ支払う賃金の総額以上となるようにすること。
- (2) 就労継続支援A型に係る指定基準として次の事項を加える。

利用者への賃金及び工賃の支払いに、原則として、自立支援給付を充てないこと。
- (3) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正について

1 規則の改正理由

児童福祉法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正

- ア 乳児院等の職員配置基準を定めた規定中引用する児童福祉法の条項を改める。
- イ 情緒障害児短期治療施設の設備及び運営について定めた規定中引用する児童福祉法の用語を改める。
- ウ 建築基準法施行令の一部改正により追加された建築物の特別避難階段の構造上の基準を保育所の保育室等を4階以上に設ける場合に設置される避難用設備となる屋内階段の基準として加える。
- エ 保育所の避難用設備について定めた規定中引用する建築基準法施行令の条項を改める。

(2) 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正

措置費等の徴収を定めた規定中引用する児童福祉法用語を改める。

(3) 施行期日は、公布日とする(1)ア、ウ及びエに関する事項を除き、平成29年4月1日とする。

◇鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 放課後等デイサービス事業に係る基準として次の事項を加える。

ア 障害福祉サービス経験者は、おおむね高等学校卒業以上の学歴を有する者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものとすること。

イ 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士とすること。

ウ 提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、自ら評価を行うとともに、利用者の保護者による評価を受けて、その改善を図るものとすること。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成29年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

肝炎ウイルス検査及び風しん抗体価検査の受診を促進するため、当該検査に係る手数料の免除期間を延長する。

2 規則の概要

(1) 保健所における肝炎ウイルス検査及び風しん抗体価検査に係る手数料を免除する期間の終期を平成30年3月31日(現行 平成29年3月31日)とする。

(2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第7号

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則（平成7年鳥取県規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																		
<p>様式第3号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所得等報告書</p> <p style="text-align: right;">鳥取県知事 _____ ㊟</p> <p>1 所得</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">所得金額</th> <th style="width: 25%;">基因となつた事実</th> <th style="width: 25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">分離課税</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">一般株式等の事業・譲渡・雑所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 3px double black;">上場株式等の事業・譲渡・雑所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 3px double black;">上場株式等の利子・配当所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">先物取引の事業・譲渡・雑所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 略</p> <p>2 略</p>	区 分	所得金額	基因となつた事実		略				分離課税	略			一般株式等の事業・譲渡・雑所得			上場株式等の事業・譲渡・雑所得			上場株式等の利子・配当所得			先物取引の事業・譲渡・雑所得			略				<p>様式第3号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所得等報告書</p> <p style="text-align: right;">鳥取県知事 _____ ㊟</p> <p>1 所得</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">所得金額</th> <th style="width: 25%;">基因となつた事実</th> <th style="width: 25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">分離課税</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">株式等の事業・譲渡・雑所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">先物取引の事業・雑所得</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 略</p> <p>2 略</p>	区 分	所得金額	基因となつた事実		略				分離課税	略			株式等の事業・譲渡・雑所得			先物取引の事業・雑所得			略			
区 分	所得金額	基因となつた事実																																																	
略																																																			
分離課税	略																																																		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得																																																		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得																																																		
	上場株式等の利子・配当所得																																																		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得																																																		
略																																																			
区 分	所得金額	基因となつた事実																																																	
略																																																			
分離課税	略																																																		
	株式等の事業・譲渡・雑所得																																																		
	先物取引の事業・雑所得																																																		
略																																																			

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 8 号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(市町村等が処理する事務の範囲) 第 2 条</p> <p>条例別表 2 の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第 9 条の規定による調査票への記入とする。</p> <p><u>2</u> 条例別表 6 の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第42号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第 5 条の規定による加入等申込書の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>第10条第 3 項</u>の規定による掛金減免（納付猶予）理由消滅届の受理及び知事への送付</p> <p>(6)～(11) 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>	<p>(市町村等が処理する事務の範囲) 第 2 条 <u>条例別表 1 の 3 の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則を廃止する等の規則（平成19年鳥取県規則第54号）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則第 1 条の規定による廃止前の鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則（昭和62年鳥取県規則第56号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 第14条第 2 項の規定による申請書の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(2) 第15条第 2 項の規定による申請書の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(3) 第16条第 2 項から第 4 項までの規定による届出書の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>2</u> 条例別表 2 の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第 9 条の規定による調査票への記入とする。</p> <p><u>3</u> 条例別表 6 の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第42号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第 5 条の規定による加入等申込書及び申込者告知書の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>第10条第 2 項</u>の規定による掛金減免（納付猶予）理由消滅届の受理及び知事への送付</p> <p>(6)～(11) 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p>

<u>6</u> 略	<u>7</u> 略
<u>7</u> 略	<u>8</u> 略
<u>8</u> 略	<u>9</u> 略
<u>9</u> 略	<u>10</u> 略

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第8（第10条関係）			別表第8（第10条関係）		
区分	最低基準	指定基準	区分	最低基準	指定基準
略			略		
サー ビス の提 供	1～15 略 <u>16 就労継続支援A型を行う事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとする。</u> 17 略 18 略 19 略 20 略 21 略 22 略 23 略 24 略 25 略 26 略 27 略 28 略 29 略 30 略 31 略 <u>32 就労継続支援A型を行う事業者は、生産活動による収入から必要経</u>	1～12 略 <u>13 就労継続支援A型を行う事業者は、利用者への賃金及び工賃の支払いに、原則として、自立支援給付を充てないこと。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u>	サー ビス の提 供	1～15 略 16 略 17 略 18 略 19 略 20 略 21 略 22 略 23 略 24 略 25 略 26 略 27 略 28 略 29 略 30 略	1～12 略

<p><u>費を控除した額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにすること。</u></p> <p><u>33</u> 雇用契約を締結していない利用者に対しては生産活動による収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を支払うこと。この場合において、1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回らないこと。</p> <p><u>34</u> 略</p> <p><u>35</u> 略</p> <p><u>36</u> 略</p> <p><u>37</u> 略</p> <p><u>38</u> 略</p> <p><u>39</u> 略</p> <p><u>40</u> 略</p> <p>略</p> <p>備考 略</p>	<p><u>31 雇用契約を締結した利用者には賃金を、雇用契約を締結していない利用者に対しては生産活動による収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を支払うこと。この場合において、1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回らないこと。</u></p> <p><u>32</u> 略</p> <p><u>33</u> 略</p> <p><u>34</u> 略</p> <p><u>35</u> 略</p> <p><u>36</u> 略</p> <p><u>37</u> 略</p> <p><u>38</u> 略</p> <p>略</p> <p>備考 略</p>
---	--

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則

(鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(児童心理治療施設の基準)		(情緒障害児短期治療施設の基準)	
第11条 条例に定めるもののほか、 <u>児童心理治療施設</u> の設備及び運営に関する基準は、別表第9のとおりとする。		第11条 条例に定めるもののほか、 <u>情緒障害児短期治療施設</u> の設備及び運営に関する基準は、別表第9のとおりとする。	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1～8 略 9 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者をもって充てること。 10 略	職員の配置	1～8 略 9 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者をもって充てること。 10 略
略		略	
別表第4（第6条関係）		別表第4（第6条関係）	
項目	基準	項目	基準
略		略	
設備	1 略 2 保育室等を2階に設ける建物は次の(1)から(3)までの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次の(2)から(6)までの要件に該当するものであること。 (1) 略 (2) 次の表の左欄に掲げる階には、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が避難上有効な位置に1以上設けられて	設備	1 略 2 保育室等を2階に設ける建物は次の(1)から(3)までの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次の(2)から(6)までの要件に該当するものであること。 (1) 略 (2) 次の表の左欄に掲げる階には、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が避難上有効な位置に1以上設けられて

いること。また、当該設備のいずれかが、保育室等から歩行距離にして30メートル以内に設けられていること。

階	区分	設備
2階	略	
	避難用	ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する構造の屋内階段で、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> に規定する構造を有するもの イ～オ 略
3階	略	
	避難用	ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内階段で、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> を満たすもの イ～エ 略
4階	略	
	避難用	ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内階段で、 <u>同条第3項第1号から第4号まで及び第10号</u> に定める基準を満たすもの イ～エ 略

(3)～(6) 略

3・4 略

略

別表第6（第8条関係）

項目	基準
職員の配	1～8 略

いること。また、当該設備のいずれかが、保育室等から歩行距離にして30メートル以内に設けられていること。

階	区分	設備
2階	略	
	避難用	ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する構造の屋内階段で、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u> に規定する構造を有するもの イ～オ 略
3階	略	
	避難用	ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内階段で、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u> を満たすもの イ～エ 略
4階	略	
	避難用	ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内階段で、 <u>同条第3項第1号から第3号まで及び第9号</u> に定める基準を満たすもの イ～エ 略

(3)～(6) 略

3・4 略

略

別表第6（第8条関係）

項目	基準
職員の配	1～8 略

置	9 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者をもって充てること。 10・11 略
略	

置	9 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者をもって充てること。 10・11 略
略	

別表第9（第11条関係）

項目	基準
職員の配置	1～3 略 4 施設の長は、知事が指定する者が行う施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた次のいずれかに該当する者であって、人格が高潔で見識が高く、施設を適切に運営する能力を有するものをもって充てること。 (1)・(2) 略 (3) <u>児童心理治療施設</u> の職員として3年以上勤務した者 (4) 略 5～7 略 8 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、 <u>児童心理治療施設</u> において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者をもって充てること。 9 略
略	

別表第9（第11条関係）

項目	基準
職員の配置	1～3 略 4 施設の長は、知事が指定する者が行う施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた次のいずれかに該当する者であって、人格が高潔で見識が高く、施設を適切に運営する能力を有するものをもって充てること。 (1)・(2) 略 (3) <u>情緒障害児短期治療施設</u> の職員として3年以上勤務した者 (4) 略 5～7 略 8 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、 <u>情緒障害児短期治療施設</u> において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者をもって充てること。 9 略
略	

別表第10（第12条関係）

項目	基準
職員の配置	1～7 略 8 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者をもって充てること。 9・10 略
略	

別表第10（第12条関係）

項目	基準
職員の配置	1～7 略 8 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者をもって充てること。 9・10 略
略	

別表第11 (第13条関係)		別表第11 (第13条関係)	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1 職員は、 <u>法第13条第3項各号</u> のいずれかに該当する者をもって充てること。 2 略	職員の配置	1 職員は、 <u>法第13条第2項各号</u> のいずれかに該当する者をもって充てること。 2 略
略		略	

(鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正)

第2条 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則(昭和62年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(措置費等の徴収) 第3条 略 2 前項の表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置のうち、母子生活支援施設及び <u>児童心理治療施設</u> (保護者の下から通わせる場合に限る。)に入所させて行うものに係る同項の規定の適用については、同号第3欄中「定める額」とあるのは、「定める額の2分の1に相当する額(同表第3号(14)に掲げる場合にあつては、当該第3欄に定める額)」とする。 3 略	(措置費等の徴収) 第3条 略 2 前項の表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置のうち、母子生活支援施設及び <u>情緒障害児短期治療施設</u> (保護者の下から通わせる場合に限る。)に入所させて行うものに係る同項の規定の適用については、同号第3欄中「定める額」とあるのは、「定める額の2分の1に相当する額(同表第3号(14)に掲げる場合にあつては、当該第3欄に定める額)」とする。 3 略

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則別表第2の改正規定、別表第4の改正規定、別表第6の改正規定、別表9の改正規定(「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める部分に限る。)、別表第10の改正規定及び別表第11の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第11号

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(用語の意義等) 第2条 略 2 条例別表第1の3の表従業者の配置の項第1号 (2)の規則で定める者は、 <u>学校教育法（昭和22年法律第63号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに関する業務に従事したものとす</u> る。		(用語の意義) 第2条 略	
別表第1（第3条関係） 1 児童発達支援		別表第1（第3条関係） 1 児童発達支援	
区分	基準	区分	基準
従業者の配置	1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。 (1) 指導員及び保育士は、サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるよう利用者の障がいの程度に応じ1人又は複数に区分した利用者の単位をいう。以下同じ。）ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。 ア 略 イ <u>利用者の数が10人を超える事業所利用者の数から10を控除した数を5で除した数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）</u>	従業者の配置	1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。 (1) 指導員及び保育士は、サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるよう利用者の障がいの程度に応じ1人又は複数に区分した利用者の単位をいう。以下同じ。）ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。 ア 略 イ <u>利用者の数が10人を超える事業所利用者の数を10で除して得た数（1未満の端数がある場合は、0.5以下の端数は切り捨て、0.5を超え</u>

	に2を加えた人数 (2)～(5) 略 2～5 略
略	
2 略	
3 放課後等デイサービス	
区分	基準
従業者の配置	<p>1 <u>児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者</u>は、サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 利用者の数が10人を超える事業所 <u>利用者の数から10を控除した数を5で除した数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）に2を加えた人数</u></p> <p>2 <u>前号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士とすること。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 主として重症心身障害児が通う事業所は、第1号の規定にかかわらず、<u>児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員及び看護師をそれぞれ1人以上置くこと。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>
略	
サービスの提供	<p>1 1の表サービスの提供の項（第19号、第22号、第25号、第35号及び第36号の規定を除く。）<u>に掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>2 <u>条例別表第1の3の表サービスの提供の項第9号に規定する点検により、その提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、利用者の保護者による評価を受けて、その改善</u></p>

	る端数は切り上げるものとする。） に2を加えた人数 (2)～(5) 略 2～5 略
略	
2 略	
3 放課後等デイサービス	
区分	基準
従業者の配置	<p>1 <u>指導員及び保育士</u>は、サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 利用者の数が10人を超える事業所 <u>利用者の数を10で除して得た数（1未満の端数がある場合は、0.5以下の端数は切り捨て、0.5を超える端数は切り上げるものとする。）に2を加えた人数</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 主として重症心身障害児が通う事業所は、第1号の規定にかかわらず、<u>児童指導員の資格を有する指導員又は保育士、機能訓練担当職員及び看護師をそれぞれ1人以上置くこと。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>
略	
サービスの提供	<p>1 1の表サービスの提供の項（第19号、第22号、第25号、第35号及び第36号の規定を除く。）<u>の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

<p>を図ること。</p> <p>(1) <u>利用者及びその保護者の意向、利用者の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況</u></p> <p>(2) <u>従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況</u></p> <p>(3) <u>事業の用に供する設備及び備品等の状況</u></p> <p>(4) <u>関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</u></p> <p>(5) <u>利用者及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</u></p> <p>(6) <u>緊急時等における対応方法及び非常災害対策</u></p> <p>(7) <u>サービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</u></p>	略
---	---

4 略

別表第3（第3条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 管理者のほか、次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。</p> <p>(1) 指導員及び保育士 サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>利用者の数が10人を超える事業所利用者の数から10を控除した数を5で除した数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）に2を加えた人数</u></p> <p>(2) 略</p>
略	2・3 略

2 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	<p>1 管理者のほか、次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。</p>

略	略
---	---

4 略

別表第3（第3条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 管理者のほか、次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。</p> <p>(1) 指導員及び保育士 サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>利用者の数が10人を超える事業所利用者の数を10で除して得た数（1未満の端数がある場合は、0.5以下の場合は切り捨て、0.5を超える端数は切り上げるものとする。）に2を加えた人数</u></p> <p>(2) 略</p>
略	2・3 略

2 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	<p>1 管理者のほか、次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。</p>

<p>(1) <u>児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者</u> サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>利用者の数が10人を超える事業所利用者の数から10を控除した数を5で除した数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）に2を加えた人数</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 前号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士とすること。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p>	<p>(1) <u>指導員及び保育士</u> サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>利用者の数が10人を超える事業所利用者の数を10で除して得た数（1未満の端数がある場合は、0.5以下の場合は切り捨て、0.5を超える端数は切り上げるものとする。）に2を加えた人数</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p>
略	略
<p>サービスの提供 条例別表第1の3の表サービスの提供の項、<u>別表第1の1の表サービスの提供の項（第10号から第12号まで、第19号、第22号、第25号、第35号、第36号、第38号及び第39号の規定を除く。）及び別表第1の3の表サービスの提供の項（第2号の規定に限る。）</u>に掲げる基準を満たすこと。</p>	<p>サービスの提供 <u>項及び別表第1の1の表サービスの提供の項（第10号から第12号まで、第19号、第22号、第25号、第35号、第36号、第38号及び第39号の規定を除く。）</u>に掲げる基準を満たすこと。</p>
略	略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表第1の3の表に規定する基準を満たしている指定放課後等デイサービス事業者については、改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に旧規則別表第3の2の表に規定する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、新規則の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第12号

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和44年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(使用料等の免除) 第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。） は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。		(使用料等の免除) 第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。） は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。	
事業	対象者	事業	対象者
略		略	
肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成30年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者	肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成29年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者
略		略	
風しん抗体価検査	平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に、風しん抗体価検査を受ける者（過去に風しん抗体価検査を受けたことがある者その他知事が別に定める者を除く。）	風しん抗体価検査	平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、風しん抗体価検査を受ける者（過去に風しん抗体価検査を受けたことがある者その他知事が別に定める者を除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。